

静岡県高 P 連 賠償責任補償制度のご案内

この保険契約は、(一財)静岡県高等学校安全振興会を保険契約者とし、下記 2 の方を被保険者(補償の対象となる方)とする、PTA 賠償責任保険の団体契約です。

(一財)静岡県高等学校安全振興会にて一括加入しますので、個々のみなさまの加入手続きは必要ありません。

1 補償の対象となる事故例

生徒の行為に起因する賠償責任(児童・生徒賠償責任補償条項)



- ・自転車に乗っていて、誤って人にぶつかってケガをさせた
- ・買い物中に誤って店の商品を壊した

など

PTA活動に起因する賠償責任(管理者賠償責任補償条項)



- ・PTA 総会で使用するために借用したパソコン(設備)を誤って落として壊した
- ・PTA の催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた

など

2 被保険者(補償の対象となる方)と補償の範囲

	補償の対象となる方	補償の範囲
児童・生徒賠償責任補償条項	PTA 会員の児童または生徒 親権者およびその他の法定の監督義務者	日本国内における PTA 会員の児童または生徒の行為に起因する損害賠償責任
管理者賠償責任補償条項	PTA(注1)	日本国内における PTA 管理下(注2)での ・PTA 活動(注3)の遂行に起因する損害賠償責任 ・保管物を PTA 会員または児童もしくは生徒が損壊、紛失もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任

(注1)「PTA」とは、父母と先生の会をいい、児童または生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、児童または生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実はかかるため、PTA 会員相互の学習その他必要な活動を行う団体で保険証券記載の団体をいいます。

(注2)「PTA 管理下」とは、PTA の指揮、監督および指導下において PTA 活動を行っている間をいいます。ただし、PTA 会員または児童もしくは生徒が PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は PTA 管理下には含まれません。

(注3)「PTA 活動」とは、日本国内において PTA の目的にそって PTA が企画または立案し主催する学習活動および実践活動で PTA 総会、運営委員会等 PTA 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

3 補償の内容

	保険金を支払う場合	保険金をお支払いできない主な場合
児童・生徒賠償責任補償条項	PTA の管理下、管理下外を問わず、日本国内において PTA の児童または生徒の行為に起因して、第三者に身体の障害または財物の損壊を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた事故による損害賠償責任 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑥ 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 自動車、航空機、船舶もしくは車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p>など</p>
管理者賠償責任補償条項	<ul style="list-style-type: none"> ① PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任 PTA が企画・立案し、主催する各種学習活動(PTA 活動)の遂行に起因する PTA 以外の第三者(PTA 会員を含みます。)の身体の障害または財物を滅失、損傷もしくは汚損を与えたことにより PTA が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ② 保管物に対する損害賠償責任 PTA 活動にあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受け、PTA の管理下で使用、管理している間に、PTA の構成員である PTA 会員または児童もしくは生徒がスポーツ用具等の借用物(保管物)を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより PTA が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた事故による損害賠償責任 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 自動車、車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任 ⑧ PTA 活動の終了後に PTA 活動以外の活動に起因する損害賠償責任 <p>など</p>

※PTA 賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金等は保険金のお支払いの対象とはなりません。

4 支払限度額(ご契約金額)

		支払限度額	
児童・生徒 賠償責任補償条項	対人・対物賠償(共通)	1事故1億円	
	免責金額	1事故5千円	
(注) 対人事故・対物事故合算して1億円が限度となります。			
管理者 賠償責任補償条項	対人	1名	5千万円
		1事故	5億円
	対物	1事故	5千万円
		免責金額	1事故 1千円
		(注) 対人事故・対物事故それぞれに適用されます。	
保管物	加害者1名	10万円	
	1事故・保険期間中	500万円(注)	
	免責金額	1事故5千円	

(注) 児童・生徒数が50名以上の場合の設定金額です。

【お支払いする保険金】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1名支払限度額」および「1事故支払限度額」が限度となります。

保険金の額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	-	免責金額(自己負担額)
-------	---	--------	---	------------------------------	---	-------------

上記①②③④の保険金のほか、⑤協力費用、⑥争訟費用についてもお支払いします。

- ① 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
 - ② 損害防止費用※1
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用
 - ③ 権利保全行使費用※1
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
 - ④ 緊急措置費用※1
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、運送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
 - ⑤ 協力費用※2
引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決にあたる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
 - ⑥ 争訟費用※2
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
- ※1 その実費につき、①の額と合算して、免責金額を超過した額を、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度に、お支払いします。
 ※2 1名支払限度額および1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が1名支払限度額および1事故支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

5 補償期間(ご契約期間)

2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時までの1年間

6 本制度の加入について

本制度は、静岡県高P連会員の児童または生徒およびPTAを対象として、(一財)静岡県高等学校安全振興会が一括してご加入いたします。

7 ご注意

- ・この案内はPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。当会において引受保険会社から「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」および普通保険約款・特別約款・特約集を受け取っていますが、詳しい内容につきましては普通保険約款・特別約款・特約集を取扱代理店または引受保険会社までご請求のうえ、ご確認ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- ・事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または下記までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の場合は

0120-985-024 (無料)

事故が発生した場合は、遅滞なく契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

24時間・365日受付

●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

- ・示談にあたって、PTA賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ・賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、保険証券は保険契約者((一財)静岡県高等学校安全振興会)に交付されます。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険(株)も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
静岡支店 静岡第二支社
静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5
TEL: 050-3460-8145
FAX: 054-273-1836

●保険内容のお問い合わせ窓口
取扱代理店(幹事) アジェンテ静岡有限公司
静岡県駿河区中田本町2-6 3D
TEL: 054-204-2377 FAX: 054-204-2388
取扱代理店(非幹事) 株式会社教育企画
福岡市中央区大名2-9-29-913
TEL: 092-725-5610 FAX: 092-725-7370

●本制度のお問い合わせ窓口
一般財団法人 静岡県高等学校安全振興会
静岡県葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル6F
TEL: 054-255-4678
FAX: 054-255-4699